

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
 案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和 2 年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。（第 2 条 関係）

区 分		令和元年度	令和 2 年度	増減
程を含む。 育 小 学 校 学 校 の 前 期 課 校 義 務 教	校長および教員	4,865人	4,838人	△27人
	養護教員	237人	236人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	57人	56人	△1人
	事務職員	263人	262人	△1人
	計	5,422人	5,392人	△30人
程を含む。 育 中 学 校 学 校 の 後 期 課 校 義 務 教	校長および教員	2,726人	2,741人	15人
	養護教員	105人	106人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	15人	15人	0人
	事務職員	123人	122人	△1人
	計	2,969人	2,984人	15人
計	校長および教員	7,591人	7,579人	△12人
	養護教員	342人	342人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	72人	71人	△1人
	事務職員	386人	384人	△2人
	合計	8,391人	8,376人	△15人

(2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)
校長および教員	4,865人	2,726人	校長および教員	4,838人	2,741人
養護教員	237人	105人	養護教員	236人	106人
栄養教諭および学校栄養職員	57人	15人	栄養教諭および学校栄養職員	56人	15人
事務職員	263人	123人	事務職員	262人	122人
計	5,422人	2,969人	計	5,392人	2,984人
合計	8,391人		合計	8,376人	
2 省略			2 省略		
付則 省略			付則 省略		